

日本国文部科学省

と

コートジボワール国スポーツ省

との間の

協力に関する覚書

日本国文部科学省及びコートジボワール国スポーツ省（以下「両当事者」という。）は、

両国をつなぐ、友好、連帯及び友愛の関係を強化するという意志により、

スポーツ分野における協力と交流を発展させ、及び強化するという願望により、

両国の国民の成長と発展におけるスポーツの重要性を認識し、

各当事者の利益を図るため、スポーツ分野において特別な協力関係を発展させる必要性を確信し、

スポーツ分野における協力関係を強化するためのメカニズムを設立する重要性を認め、

次のとおり一致した。

## 1 目的

本覚書は、両当事者の同意の下で、互恵的条件で、スポーツ分野における協力枠組みを決定することを目的としている。

## 2 協力分野

2-1 国際的なスポーツ協力を強化促進するために、情報及び経験を交換するための協議及び会合によって、関係機関間での活動の調整を奨励する。

2-2 それぞれの国で開催される国際的な競技大会やスポーツイベントへの両国の選手及び関係者の参加を奨励する。

2-3 各スポーツ競技において、国の代表チームなどの共同トレーニングの実施を奨励する。

2-4 両国の各スポーツ競技に関する知識や成果、ハイレベルのアスリート養成に関する情報交換を行う。

2-5 スポーツ関連施設の管理に関するグッド・プラクティスに関する情報交換を行う。

2-6 両国において開催される共通の関心に関連する研修会、セミナー、会議及びシンポジウムに参加することを奨励する。

2-7 スポーツの分野における関係強化を促進するため相互に支援する。

2-8 ドーピング防止対策に関する情報交換を行う。

### **3 実施**

本覚書の下で、両当事者は、両国の優先事項を考慮しつつ、必要に応じて協力プログラムを作成する。

各当事者は、それぞれの国の法令に従い、本覚書の実施の下で生ずる必要な便宜を提供する。

### **4 実施方法**

本覚書の実施方法は、利用可能な財源の中で、個別のケースに応じて両当事者によって決定される。

### **5 フォローアップ及び評価**

本協覚書の実施のフォローアップ及び評価を行うため、両国の大使館を通じた調整の上、両当事者の代表から構成される合同協力委員会が必要に応じて設置され、両者が同意した日程で開催される。

合同委員会は、以下の役割を担う。

- ・本覚書の下で作成された協力プログラムの分析、見直し、承認、フォローアップ及び評価を行う。
- ・本覚書の適切な実施及び一致したプロジェクトの実現に留意する。

### **6 紛争処理**

本覚書の実施又は解釈において生じた紛争は、外交経路で解決される。

## 7 協力の開始及び期間

本覚書の下での協力は、署名日に開始される。

本覚書の下での協力の期間は5年間であり、5年ごとに同期間延長される。

いずれの当事者も、いつでも、外交経路を通じて他方の当事者に通知することにより、本覚書の下での協力を終了することができる。終了日は、当該他方の当事者が通知を受け取った6か月後とする。

## 8 実施中のプログラム及び行為の取扱い

本覚書の下での協力が終了することとされても、実施中のプログラム及び行為は、それらが完了するまで継続し、本覚書の事項に基づいて管理される。

## 9 修正

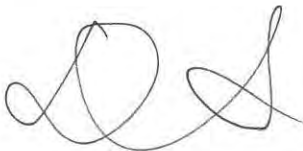
両当事者は、外交経路を通じた口上書において一致することにより、本覚書を修正することができる。

当該修正は、両当事者が口上書を受領した日から適用するものとする。

2019年8月27日、東京において、法的拘束力のない文書として和文及び仏文によって、同等の価値を有する2部の原本を作成した。

日本国文部科学省のために

コートジボワール国スポーツ省のために



鈴木 大地



ポーラン・クロード・タシ